目次

旅行事故対策費用保険普通保険約款 1
　第１章　用語の定義条項 1
　第２章　補償条項 2
　第３章　基本条項 7
疾病危険等補償特約 17
疾病危険等補償特約（見舞費用用） 19
疾病危険等補償特約（社員派遣費用用） 21
天災危険補償特約 23
見舞費用保険金に関する特約 24
見舞費用補償対象外特約 25
社員派遣に関する事故対応費用保険金のみの支払特約 26
（疾病危険等補償特約用） 26
傷害治療費用保険金支払特約 27
疾病治療費用保険金支払特約 33
保険責任に関する特約 39
天災危険補償対象外特約 40
共同保険に関する特約 41
前払式支払手段による保険料支払に関する特約 43
保険金支払責任拡大特約（入院３日型） 45
保険責任延長特約 47
保険金支払責任拡大特約（入院１泊２日型） 49
継続包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用） 51
保険契約の締結に関する特約 55
保険料の払込みに関する特約（包括型） 58

旅行事故対策費用保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医師	旅行者が医師である場合は、旅行者以外の医師をいいます。
危険	費用の発生の可能性をいいます。
救援者	旅行者の捜索（注１）、看護または事故処理を行う目的をもって現地に赴いたその旅行者の法定相続人（注２）をいいます。 （注１）捜索、救助または移送をいいます。 （注２）代理人を含みます。
急性中毒	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果急激に生ずる中毒症状（注）をいいます。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
競技等	競技、競争、興行（注１）または試運転（注２）をいいます。 （注１）いずれもそのための練習を含みます。 （注２）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
現地	事故発生地または旅行者の収容地をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

乗用具	自動車等、モーターボート(注)その他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
弔慰金	旅行者が死亡した場合で、その旅行者の法定相続人に対して被保険者が負担した費用をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	見舞費用保険金、救援者費用保険金、事故対応費用保険金および臨時費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。
見舞金	旅行者が死亡以外の場合で、その旅行者に対して被保険者が負担した費用をいいます。
旅行	保険証券記載の旅行をいいます。
旅行者	旅行に参加する者をいいます。

第２章　補償条項

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、旅行者が、①に掲げる事由によって②のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この約款に従い、保険金を被保険者に支払います。

① ア．急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったこと。
　 イ．急性中毒にかかったこと。
　 ウ．急激かつ偶然な外来の事故により遭難したこと。
　 エ．身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられたこと。

② ア．責任期間中に①アの傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日か

ら180日以内に、死亡または通算して７日以上入院した場合

イ．責任期間中に①イの急性中毒にかかり、その直接の結果として、事故の発生の日から180日以内に、死亡または通算して７日以上入院した場合

ウ．責任期間中に①ウの遭難をして、48時間を経過してもなお発見されない場合

エ．責任期間中に①エの事由が生じた場合

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって旅行者が前条②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注１）の故意または重大な過失

② 旅行者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

③ 旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

④ 旅行者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

ア．法令に定められた運転資格（注２）を持たないで自動車等を運転している間

イ．酒に酔った状態（注３）で自動車等を運転している間

⑤ 旅行者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

⑥ 旅行者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 旅行者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 旅行者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注４）

⑩ 核燃料物質（注５）もしくは核燃料物質（注５）によって汚染された物（注６）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ ⑨および⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注２）運転する地における法令によるものをいいます。

（注３）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注４）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい

ます。
（注５）使用済燃料を含みます。
（注６）原子核分裂生成物を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、国内旅行を目的とする旅行の場合においては、前条に定めるほか、次に掲げる事由によって旅行者が第２条（保険金を支払う場合）②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、保険金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、旅行者が次のいずれかに該当する間に生じた第２条（保険金を支払う場合）①の事由によって同条②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

① 旅行者が別表１に掲げる運動等を行っている間

② 旅行者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア．乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第６条（見舞費用保険金の支払）

（１）当会社は、旅行者が第２条（保険金を支払う場合）②に該当したため、その旅行者またはその旅行者の法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用を、見舞費用保険金として支払います。

① 弔慰金

② 見舞金

（２）（１）に基づいて当会社が支払うべき見舞費用保険金の額は、保険期間を通じ、第２条（保険金を支払う場合）②に該当した旅行者１名につき、弔慰金の場合は30万円、見舞金の場合は10万円を限度とし、かつ、弔慰金と見舞金が重複した場合は30万円を限度

とします。

第７条（救援者費用保険金の支払）

（１）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）②に該当した旅行者の救援者に対して、被保険者が負担した次の費用を、救援者２名分を限度に、救援者費用保険金として支払います。

① 交通費（注１）

② 宿泊費（注２）

③ 渡航手続費（注３）

（２）当会社は、旅行者が第２条（保険金を支払う場合）②に該当したため、被保険者が負担した次の費用を、救援者費用保険金として支払います。

① 遺体移送費（注４）および遺体処理費（注５）

② 傷者移送費（注６）

（注１）救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費をいいます。
（注２）現地における救援者の宿泊費をいい、１名につき14日分を限度とします。
（注３）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
（注４）死亡した旅行者の遺体を現地からその旅行者の住所まで移送した費用をいいます。
（注５）現地および移送中における遺体処理に要した費用をいいます。
（注６）通算して７日以上入院した旅行者を、現地からその旅行者の住所まで移送した費用およびこれにつき添った医師、看護師の護送費をいいます。ただし、その旅行者が通常要する運賃は含みません。

第８条（事故対応費用保険金の支払）

（１）当会社は、旅行者が第２条（保険金を支払う場合）②に該当したため、被保険者が負担した次の費用を、事故対応費用保険金として支払います。ただし、旅行者に第２条①の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。

① 被保険者がその役員、使用人またはこれらの代理人（注１）を現地に派遣した場合の次の費用

ア．交通費（注２）

イ．宿泊費

ウ．渡航手続費（注３）

エ．出張手当（注４）

② ランドオペレーター（注５）に事故対応のために支払った費用（注６）

③ 被保険者が必要とした通信費用

④ 被保険者が旅行者の法定相続人またはその代理人と応対した場合の次の緊急応対関係費用

ア．ホテル、事務所等の応対施設借上げ費用

イ．旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗

または被保険者の指定する連絡場所(注7)を訪問した場合の交通費および宿泊費(注8)

（２）（１）のほか、当会社は、第２条（保険金を支払う場合）②ウに該当した旅行者の捜索(注9)活動のために被保険者が負担した現地捜索(注9)費用を、事故対応費用保険金として支払います。ただし、旅行者に第２条①ウの事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。

（注１）被保険者の下請人をいいます。
（注２）現地までの往復交通費および現地交通費をいいます。
（注３）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。
（注４）１人１日につき１万円を限度とします。ただし、出張規定の定めがない場合には１人１日につき5,000円とします。
（注５）海外において地上手配業務を業とする者をいいます。
（注６）１人１日につき１万円かつ通算して50人日分を限度とします。
（注７）現地以外の場所をいいます。
（注８）宿泊費については１名につき14日分を限度とします。
（注９）捜索、救助または移送をいいます。

第９条（臨時費用保険金の支払）

（１）当会社は、第７条（救援者費用保険金の支払）および前条の保険金が支払われる場合において、被保険者が臨時に負担した費用に対して、第７条および前条の保険金の合計額の20％に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、第７条および前条の保険金の合計額には、前条（１）①エは含みません。

（２）（１）に基づいて当会社が支払うべき臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。

30万円 × 第２条（保険金を支払う場合）②に該当した旅行者数

第10条（保険金の支払）

当会社は、第６条（見舞費用保険金の支払）から前条までの費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ない部分についてのみ保険金を支払います。

第11条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、見舞費用保険金、救援者費用保険金、事故対応費用保険金および臨時費用保険金を合算して、次の算式によって算出した額を限度とします。

保険金額 × 第２条（保険金を支払う場合）②に該当した旅行者数

第12条（死亡の推定）

旅行者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場

合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、旅行者が第２条（保険金を支払う場合）①アの傷害によって死亡したものと推定します。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
被保険者が負担した費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第３章　基本条項

第14条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午後12時に終わります。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）（１）の規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に旅行者に第２条（保険金を支払う場合）①の事由が生じたため被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

（４）旅行者が乗客として搭乗する航空機、船舶等の交通乗用具が保険期間の末日の午後12時までに旅行の最終目的地に到着を予定されているにもかかわらず遅延した場合には、（１）の規定にかかわらず、保険責任の終期は自動的に24時間を限度として延長されるものとします。

第15条（告知義務）

（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （２）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、旅行者に第２条（保険金を支払う場合）①の事由が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（４）（２）の規定による解除が旅行者に第２条（保険金を支払う場合）①の事由が生じた後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した第２条（保険金を支払う場合）①の事由については適用しません。

> **（注）**当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第16条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、旅行者が死亡し、旅行に参加する旅行者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として第２条（保険金を支払う場合）①の事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力（注１）に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力（注１）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力（注１）を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力（注１）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力（注１）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注２）を解除することができます。

（３）（１）または（２）の規定による解除が旅行者に第２条（保険金を支払う場合）①の事由が生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに旅行者に第２条①の事由が生じたため被保険者が負担した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、（１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者が負担した費用については適用しません。

（注１）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注２）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

（１）第15条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
（２）当会社は、保険契約者が（１）の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（１）の規定による追加保険料を請求する場合において、（２）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（４）（１）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（５）（４）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事由により負担した費用に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（１）第16条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
（２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、当会社が保険金を支払う原因となる第２条（保険金を支払う場合）①の事由によって旅行者が死亡し、旅行に参加する旅行者がいなくなった場合には、保険料を返還しません。
（３）保険期間が１年を超える保険契約の失効の場合には、当会社が保険金を支払う原因となる第２条（保険金を支払う場合）①の事由によって旅行者が死亡した日の属する保険年度に対する保険料については、（２）の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

（１）第15条（告知義務）（２）、第20条（重大事由による解除）（１）または第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（２）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（２）第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表２に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（３）第20条（重大事由による解除）（２）の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（４）保険期間が１年を超える保険契約の解除の場合には、その解除があった日の属する保険年度に対する保険料については、（１）および（２）の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第26条（事故の通知）

（１）旅行者に第２条（保険金を支払う場合）①の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 旅行者に第２条①の事由が生じた日からその日を含めて30日以内にその事由の発生の状況、日時、場所、旅行内容および旅行者の住所、氏名を当会社に通知すること。

② ①の内容について当会社が書面による通知もしくは説明を求めた場合は、これに協力すること。

③ 被保険者の費用の支出に関して当会社が調査を行う場合は、これに協力すること。

④ 旅行者の診断書もしくは死体検案書の提出を当会社が求めた場合は、これに協力すること。

⑤ 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

（２）旅行者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

（３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）もしくは（２）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、（１）①から④まで、⑥および（２）のときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また（１）⑤の場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第27条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書および保険証券に次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 被保険者の印鑑証明書

③ 旅行者であることを確認するに必要な書類

④ 公の機関（注）の事故証明書

⑤ 旅行者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書

⑥ 旅行者が通算して７日以上入院した場合は、入院日数を記載した病院または診療所の証明書類

⑦ 各費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

⑧ 被保険者の役員および社員の出張規定の写し

⑨ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、（２）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

（４）当会社は、事故の内容、費用の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）および（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（５）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（４）の規定に違反した場合または（２）から（４）までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）やむを得ない場合には、第三者とします。

第28条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および旅行者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める

解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため､次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には､（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①　（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）　180日

②　（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日

③　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査　60日

④　（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（４）（１）または（２）の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注１）被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。
（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（注４）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した旅行者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注２）収入の喪失を含みません。

第30条（時効）

保険金請求権は、第27条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

（１）当会社が保険金を支払うべき第６条（見舞費用保険金の支払）の費用について、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合でも、その損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

（２）当会社が保険金を支払うべき第７条（救援者費用保険金の支払）、第８条（事故対応費用保険金の支払）および第９条（臨時費用保険金の支払）の費用については、費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（３）（２）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（４）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（２）または（３）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　第５条（保険金を支払わない場合－その３）①の運動等

山岳登はん（注１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注２）操縦（注３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
（注２）グライダーおよび飛行船を除きます。
（注３）職務として操縦する場合を除きます。
（注４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2　短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（%）
2日まで	4
3日まで	5
5日まで	8
7日まで	10
10日まで	11
14日まで	13
17日まで	14
21日まで	16
24日まで	17
27日まで	19
1か月まで	20
45日まで	24
2か月まで	28
3か月まで	36
4か月まで	44
5か月まで	51
6か月まで	58
7か月まで	65
8か月まで	72
9か月まで	79
10か月まで	86
11か月まで	93
1年まで	100

疾病危険等補償特約

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合－その１）③および⑤から⑦までの規定にかかわらず、旅行者が、次の①から④までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

① 旅行者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．疾病（注１）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。

イ．責任期間中に発病した疾病（注１）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。

② 旅行者が責任期間中に発病した疾病（注２）を直接の原因として継続して、７日以上入院したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その日を含めて180日以内に死亡したとき。

イ．旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、７日以上入院したとき。

④ 旅行者が責任期間中に行方不明となり、48時間を経過してもなお発見されなかったとき。

（注１）妊娠、出産、早産および流産を含みません。
（注２）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

第２条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第３条（保険金を支払わない場合－その１）の規定中「前条②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

② 第４条（保険金を支払わない場合－その２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

③ 第６条（見舞費用保険金の支払）（１）および（２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

④ 第７条（救援者費用保険金の支払）（１）および（２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から

④まで」、同条（２）の規定中「傷者移送費」とあるのは「移送費」

⑤　第８条（事故対応費用保険金の支払）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑥　第９条（臨時費用保険金の支払）（２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑦　第11条（当会社の責任限度額）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑧　第14条（保険責任の始期および終期）（３）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑨　第15条（告知義務）（３）から（５）までの規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑩　第20条（重大事由による解除）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑪　第26条（事故の通知）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

疾病危険等補償特約（見舞費用用）

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合－その１）③および⑤から⑦までの規定にかかわらず、旅行者が、次の①から④までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約の規定に従い、普通保険約款の見舞費用保険金を被保険者に支払います。

① 旅行者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．疾病（注１）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。

イ．責任期間中に発病した疾病（注１）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。

② 旅行者が責任期間中に発病した疾病（注２）を直接の原因として継続して、７日以上入院したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その日を含めて180日以内に死亡したとき。

イ．旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、７日以上入院したとき。

④ 旅行者が責任期間中に行方不明となり、48時間を経過してもなお発見されなかったとき。

（注１）妊娠、出産、早産および流産を含みません。
（注２）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

第２条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第３条（保険金を支払わない場合－その１）の規定中「前条②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

② 第４条（保険金を支払わない場合－その２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

③ 第６条（見舞費用保険金の支払）（１）および（２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

④ 第11条（当会社の責任限度額）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑤　第14条（保険責任の始期および終期）（３）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑥　第15条（告知義務）（３）から（５）までの規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑦　第20条（重大事由による解除）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑧　第26条（事故の通知）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

疾病危険等補償特約（社員派遣費用用）

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合－その１）③および⑤から⑦までの規定にかかわらず、旅行者が、次の①から④までのいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対して、この特約の規定に従い、普通保険約款第８条（事故対応費用保険金の支払）（１）①に規定する費用を被保険者に支払います。

① 旅行者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．疾病（注１）または妊娠、出産、早産および流産を直接の原因として責任期間中に死亡したとき。

イ．責任期間中に発病した疾病（注１）を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。

② 旅行者が責任期間中に発病した疾病（注２）を直接の原因として継続して、７日以上入院したとき。ただし、責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その日を含めて180日以内に死亡したとき。

イ．旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、７日以上入院したとき。

④ 旅行者が責任期間中に行方不明となり、48時間を経過してもなお発見されなかったとき。

（注１）妊娠、出産、早産および流産を含みません。
（注２）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

第２条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第３条（保険金を支払わない場合－その１）の規定中「前条②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

② 第４条（保険金を支払わない場合－その２）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

③ 第８条（事故対応費用保険金の支払）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

④ 第11条（当会社の責任限度額）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）②」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑤ 第14条（保険責任の始期および終期）（３）の規定中「第２条（保険金を支払う

場合）①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑥　第15条（告知義務）（３）から（５）までの規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑦　第20条（重大事由による解除）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

⑧　第26条（事故の通知）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第１条（保険金を支払う場合）①から④まで」

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

天災危険補償特約

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第４条（保険金を支払わない場合－その２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって旅行者が普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第２条（保険金の支払時期）

当会社は前条の規定により保険金を支払う場合で、普通保険約款第28条（保険金の支払時期）（１）の確認をするために特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条（２）の特別な照会または調査に⑤として次の規定を追加して適用します。

「⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における普通保険約款第28条（１）①から④までの事項の確認のための調査　365日」

見舞費用保険金に関する特約

当会社は、普通保険約款第６条（見舞費用保険金の支払）（２）の規定にかかわらず当会社が支払うべき見舞費用保険金の額を、保険証券記載の額を限度とします。ただし、弔慰金と見舞金が重複した場合は、保険証券記載の弔慰金の額を限度とします。

見舞費用補償対象外特約

（１）当会社は、普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）および第６条（見舞費用保険金の支払）の規定にかかわらず見舞費用保険金を支払いません。
（２）普通保険約款第11条（当会社の責任限度額）は救援者費用保険金、事故対応費用保険金および臨時費用保険金についてのみ適用があるものとします。

社員派遣に関する事故対応費用保険金のみの支払特約
（疾病危険等補償特約用）

当会社は、この特約により、疾病危険等補償特約第１条（保険金を支払う場合）①から④までのいずれかに該当したことにより支払う保険金については、普通保険約款第８条（事故対応費用保険金の支払）（１）①の費用に対する事故対応費用保険金のみを支払うものとします。

傷害治療費用保険金支払特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、急性中毒を含みます。
傷害治療費用保険金額	保険証券記載の傷害治療費用保険金額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
旅行行程	旅行者が、日本国内に入国した時から、日本国外に出国するまでの期間をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、旅行者が責任期間中に傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療（注１）を要し、被保険者がその費用を負担した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、次のいずれかに掲げる金額を傷害治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、その傷害の原因となった事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。また、旅行行程中に要した費用に限ります。

①　次に掲げる費用のうち旅行者の治療のため被保険者が現実に支出した金額

ア．医師の診察費、処置費および手術費

イ．医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ．義手および義足の修理費

エ．Ｘ線検査費、諸検査費および手術室費

オ．職業看護師費。ただし、謝金および礼金は含みません。

カ．病院または診療所へ入院した場合の入院費

キ．入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注２）の室内で医師の治療を受けたときおよび医師の指示により

宿泊施設（注２）で静養するときの宿泊施設（注２）の客室料

ク．入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注２）で静養するときの宿泊施設（注２）の客室料。ただし、旅行者が払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ケ．救急措置として旅行者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。

コ．入院または通院のための交通費

サ．病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注３）。ただし、旅行者が日本国外の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、旅行者が払戻しを受けた帰国のための運賃または旅行者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

シ．治療のために必要な通訳雇入費

ス．傷害治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用

②　旅行者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、１事故に基づく傷害について20万円を限度とします。

ア．国際電話料等通信費

イ．入院に必要な身の回り品購入費（注４）

③　旅行者が医師の治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、旅行者が払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア．旅行者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ．旅行者が直接帰国するための交通費および宿泊費

（２）（１）の傷害治療費用保険金の支払は、１事故に基づく傷害について傷害治療費用保険金額をもって限度とします。

（３）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が（１）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害治療費用保険金として支払います。

①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

（１）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（４）（１）の規定にかかわらず、旅行者または被保険者が当会社と提携する機関から（１）①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして（１）から（３）までの規定により算出した傷害治療費用保険金をその機関に支払います。

（**注１**）義手および義足の修理を含みます。
（**注２**）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
（**注３**）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。
（**注４**）５万円を限度とします。

第３条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失

② 旅行者の故意または重大な過失。ただし、傷害治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、傷害治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

⑤ 旅行者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、傷害治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

ア．法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ．酒に酔った状態（注3）で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥ 旅行者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

⑦ 旅行者の妊娠、出産、早産または流産

⑧ 旅行者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害治療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害治療費用保険金を支払います。

⑨ 旅行者に対する刑の執行（注4）

⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）

⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑩もしくは⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（２）当会社は、旅行者が頸（けい）部症候群（注8）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、傷害治療費用保険金を支払いません。

（３）当会社は、旅行者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって傷害を被り、

その結果、被保険者が負担した費用に対しては、傷害治療費用保険金を支払いません。ただし、傷害治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

① 旅行者が普通保険約款別表１に定める運動等を行っている間

② 旅行者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア．乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害治療費用保険金を支払います。

イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害治療費用保険金を支払います。

ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）運転する地における法令によるものをいいます。
（注３）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
（注４）拘留中および入監中を含みます。
（注５）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注６）使用済燃料を含みます。
（注７）原子核分裂生成物を含みます。
（注８）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第４条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）旅行者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく旅行者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第５条（保険金の請求）

（１）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、旅行者が医師の治療を要しなくなった時または旅行行程が終了した時のいずれか早い時から発生し、これを行

使することができるものとします。

（２）この特約にかかる保険金の請求書類（注１）は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（２）に定める書類および次に掲げる書類とします。

① 傷害の程度を証明する医師の診断書

② 他の保険契約等による保険金または共済金の支払がなされる場合、他の保険金または共済金の支払額を証明する書類

③ 第２条（保険金を支払う場合）（１）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

④ 傷害治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注２）

（３）当会社は、事故の内容、費用の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）被保険者またはその代理人が正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて傷害治療費用保険金を支払います。

（注１）第２条（４）の規定により被保険者が当会社と提携する機関への傷害治療費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。

（注２）傷害治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第６条（代位）

（１）第２条（保険金を支払う場合）（１）①から③までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して傷害治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を傷害治療費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、傷害治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第７条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合－その１）、第４条（保険金を支払わない場合－その２）、第５条（保険金を支払わない場合－その３）、第11条（当会社の責任限度額）、第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第31条（代位）の規定は適用しません。

第８条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第15条（告知義務）（３）から（５）までの規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）①から③まで」

② 第20条（重大事由による解除）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）①から③まで」

③ 第26条（事故の通知）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）①から③まで」

第９条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

疾病治療費用保険金支払特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病	妊娠、出産、早産および流産を含みません。
疾病治療費用保険金額	保険証券記載の疾病治療費用保険金額をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
旅行行程	旅行者が、日本国内に入国した時から、日本国外に出国するまでの期間をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、旅行者が責任期間中に発病した疾病を直接の原因として医師の治療を開始し、被保険者がその費用を負担した場合は、（２）に掲げる金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、旅行行程中に要した費用に限ります。

（２）（１）にいう「（２）に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、その疾病の発病と同等のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

① 次に掲げる費用のうち旅行者の治療のため被保険者が現実に支出した金額

ア．医師の診察費、処置費および手術費

イ．医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ．Ｘ線検査費、諸検査費および手術室費

エ．職業看護師費。ただし、謝金および礼金は含みません。

オ．病院または診療所へ入院した場合の入院費

カ．入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設（注1）の室内で医師の治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊

施設（注1）で静養するときの宿泊施設（注1）の客室料

キ．入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示により宿泊施設（注1）で静養するときの宿泊施設（注1）の客室料。ただし、旅行者が払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。

ク．救急措置として旅行者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。

ケ．入院または通院のための交通費

コ．病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注2）。ただし、旅行者が日本国外の居住地の病院または診療所へ移転した場合には、旅行者が払戻しを受けた帰国のための運賃または旅行者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

サ．治療のために必要な通訳雇入費

シ．疾病治療費用保険金請求のために必要な医師の診断書の費用

ス．法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用

② 旅行者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、１疾病（注3）について20万円を限度とします。

ア．国際電話料等通信費

イ．入院に必要な身の回り品購入費（注4）

③ 旅行者が医師の治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、旅行者が払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

ア．旅行者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ．旅行者が直接帰国するための交通費および宿泊費

（3）（1）の発病の認定は、医師の診断によります。

（4）（1）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

① 当会社が傷害治療費用保険金支払特約により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病

② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

③ 歯科疾病

（5）（1）の疾病治療費用保険金の支払は、１疾病（注3）について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

（6）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が（1）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を疾病治療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
（1）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（7）（1）の規定にかかわらず、旅行者または被保険者が当会社と提携する機関から（2）①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして（1）から（6）までの規定により算出した疾病治療費用保険金をその機関に支払います。

（注１）ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
（注２）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。
（注３）合併症および続発症を含みます。
（注４）５万円を限度とします。

第３条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者（注1）の故意または重大な過失

② 旅行者の故意または重大な過失。ただし、疾病治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

③ 旅行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病治療費用保険金を支払わないのはその旅行者に関する費用に限ります。

④ 旅行者に対する刑の執行（注2）

⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑥ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当会社は、旅行者が頸部（けい）症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。

（3）当会社は、旅行者が山岳登はん（注7）を行っている間に発病した高山病の治療を要した場合には、疾病治療費用保険金を支払いません。

（注１）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）拘留中および入監中を含みます。
（注３）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注４）使用済燃料を含みます。
（注５）原子核分裂生成物を含みます。
（注６）いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注７）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第４条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）旅行者が第２条（保険金を支払う場合）の疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の疾病を発病した後にその疾病と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

（２）正当な理由がなく旅行者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第２条（保険金を支払う場合）の疾病が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第５条（保険金の請求）

（１）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、旅行者が医師の治療を要しなくなった時または旅行行程が終了した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）この特約にかかる保険金の請求書類（注1）は、普通保険約款第27条（保険金の請求）（２）に定める書類および次に掲げる書類とします。

① 責任期間中に発病し、かつ、医師の治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する医師の診断書

② 他の保険契約等による保険金または共済金の支払がなされる場合、他の保険金または共済金の支払額を証明する書類

③ 第２条（保険金を支払う場合）（２）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書

④ 疾病治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）

（３）当会社は、費用の額、疾病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）被保険者またはその代理人が正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病治療費用保険金を支払います。

（**注１**）第２条（保険金を支払う場合）（７）の規定により被保険者が当会社と提携する機関への疾病治療費用保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。
（**注２**）疾病治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第６条（代位）

（１）第２条（保険金を支払う場合）（２）①から③までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して疾病治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を疾病治療費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、疾病治療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第７条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合－その１）、第４条（保険金を支払わない場合－その２）、第５条（保険金を支払わない場合－その３）、第11条（当会社の責任限度額）、第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第31条（代位）の規定は適用しません。

第８条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第15条（告知義務）（３）から（５）までの規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」とあるのは「この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）」

② 第20条（重大事由による解除）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または「第２条①」とあるのは「この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）」

③ 第26条（事故の通知）（１）の規定中「第２条（保険金を支払う場合）①」または

「第２条①」とあるのは「この特約第２条（保険金を支払う場合）（１）」

第９条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険責任に関する特約

当会社は、この特約により、旅行者が、日本国内に入国した時から、日本国外に出国するまでの期間を、普通保険約款第１条（用語の定義）責任期間に規定する旅行行程中とみなします。

天災危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、旅行者が、責任期間(注)中において、次のいずれかに該当する事由によって普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注）保険期間中で、かつ、旅行者が日本国内に入国した時から、日本国外に出国するまでの期間をいいます。

共同保険に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第２条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第３条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返戻
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除もしくは取消し
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦ 保険の対象その他保険契約に係る事項の調査
⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第４条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第５条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、

すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

前払式支払手段による保険料支払に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
指定前払式支払手段	当会社の指定する前払式支払手段をいいます。
商品券等	前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等（注）に交付して使用するものをいいます。 （注）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
他の特約	普通保険約款に付帯されている他の特約をいいます。
プリペイドカード	前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証票に電磁的方法（注１）により記録され、その発行者等（注２）に提示して使用するものをいいます。 （注１）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。 （注２）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
前払式支払手段	商品券等またはプリペイドカードをいいます。

第２条（前払式支払手段による保険料支払の承認）

当会社は、保険契約者が、この特約の付帯されている保険契約の保険料の全部または一部を、指定前払式支払手段により支払うことを承認します。

第３条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

（１）当会社は、次に掲げる時以降に生じた事故については、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合は、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。

① 指定前払式支払手段が商品券等の場合は、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により支払う保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時

② 指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合は、指定前払式支払手段により支

払う保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法（注）により引き落とされた時

（２）保険料の一部を指定前払式支払手段で支払う場合には、指定前払式支払手段以外で支払われるべき保険料を領収した時以降についてのみ、（１）の規定を適用します。

（注）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

第４条（追加保険料の適用除外）

普通保険約款および他の特約の規定により請求される追加保険料については、この特約の適用はありません。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険金支払責任拡大特約（入院３日型）

第１条（保険金を支払う場合の変更）

当会社は、普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）②を次のとおり読み替えて適用します。

「②　ア．責任期間中に①アの傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から180日以内に、死亡または通算して３日以上入院した場合

イ．責任期間中に①イの急性中毒にかかり、その直接の結果として、事故の発生の日から180日以内に、死亡または通算して３日以上入院した場合

ウ．責任期間中に①ウの遭難をして、48時間を経過してもなお発見されない場合

エ．責任期間中に①エの事由が生じた場合　」

第２条（保険金を支払わない場合の変更）

当会社は、この特約により、暴動（注）によって旅行者が普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第３条（救援者費用保険金の支払の変更）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（救援者費用保険金の支払）（１）を次のとおり読み替えて適用します。

「（１）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）②に該当した旅行者の救援者に対して、被保険者が負担した次の費用を、救援者１名分を限度に、救援者費用保険金として支払います。ただし、同条②アもしくはイに該当した場合で旅行者が死亡したときもしくは通算して７日以上入院したとき、または同条②ウもしくはエに該当したときは、救援者２名分を限度とします。

①　交通費（注１）

②　宿泊費（注２）

③　渡航手続費（注３）　」

（２）当会社は、普通保険約款第７条（救援者費用保険金の支払）（２）②の規定中「７日以上」とあるのは「３日以上」と読み替えて適用します。

第４条（疾病危険特約の保険金を支払う場合の変更）

当会社は、疾病危険特約（注）が付帯されている場合には、疾病危険特約（注）第１条（保険金を支払う場合）②および③を次のとおり読み替えて適用します。

「② 旅行者が次のいずれかに該当する疾病（注2）を直接の原因として継続して、３日以上入院したとき。

ア．責任期間中に発病した疾病（注2）。ただし、責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。

イ．責任期間開始前に発病した疾病（注2）。ただし、責任期間中に入院を開始した場合に限ります。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その日を含めて180日以内に死亡したとき。

イ．旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、３日以上入院したとき。 」

（注）疾病危険等補償特約、疾病危険等補償特約（見舞費用用）または疾病危険等補償特約（社員派遣費用用）をいいます。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

保険責任延長特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第14条（保険責任の始期および終期）を次のとおり読み替えて適用します。

「第14条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午後12時に終わります。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）（１）の規定にかかわらず、海外旅行の場合は、旅行者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

①　旅行者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注1）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休

②　旅行者が乗客として搭乗予定の交通機関（注1）の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③　旅行者が医師による治療を受けたこと。

④　旅行者の旅券の盗難または紛失。ただし、旅行者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。

（４）（３）の場合のほか、海外旅行の場合は、旅行者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から旅行者が解放され正常な旅行日程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（注2）のいずれか早い時までとします。

①　旅行者が乗客として搭乗している交通機関（注1）または旅行者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

②　旅行者に対する公権力による拘束

③　旅行者が誘拐されたこと。

④　日本国外において、空港が閉鎖された結果、旅行者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

（５）（１）の規定にかかわらず、国内旅行の場合は、旅行者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、48時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

①　旅行者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注1）のうち運行時

刻が定められているものの遅延または欠航・運休

② 旅行者が乗客として搭乗予定の交通機関(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③ 旅行者が医師による治療を受けたこと。

（6）（5）の場合のほか、国内旅行の場合は、旅行者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から旅行者が解放され正常な旅行日程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。

① 旅行者が乗客として搭乗している交通機関(注1)または旅行者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 旅行者が誘拐されたこと。

（7）（1）または（3）から（6）までの規定にかかわらず、当会社は、保険料領収前に旅行者に第２条（保険金を支払う場合）①の事由が生じたため被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

（注１）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。 **（注２）**最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

」

保険金支払責任拡大特約（入院１泊２日型）

第１条（保険金を支払う場合の変更）

当会社は、普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）②を次のとおり読み替えて適用します。

「②　ア. 責任期間中に①アの傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から 180 日以内に、死亡または継続して２日以上入院した場合

イ. 責任期間中に①イの急性中毒にかかり、その直接の結果として、事故の発生の日から 180 日以内に、死亡または継続して２日以上入院した場合

ウ. 責任期間中に①ウの遭難をして、48 時間を経過してもなお発見されない場合

エ. 責任期間中に①エの事由が生じた場合

」

第２条（保険金を支払わない場合の変更）

当会社は、この特約により、暴動 (注) によって旅行者が普通保険約款第２条（保険金を支払う場合）②に該当したことにより、被保険者が負担した費用に対しても、普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第３条（救援者費用保険金の支払の変更）

（１）当会社は、普通保険約款第７条（救援者費用保険金の支払）（１）を次のとおり読み替えて適用します。

「（１）当会社は、第２条（保険金を支払う場合）②に該当した旅行者の救援者に対して、被保険者が負担した次の費用を、救援者１名分を限度に、救援者費用保険金として支払います。ただし、同条②アもしくはイに該当した場合で旅行者が死亡したときもしくは通算して７日以上入院したとき、または同条②ウもしくはエに該当したときは、救援者２名分を限度とします。

①　交通費 (注１)

②　宿泊費 (注２)

③　渡航手続費 (注３)

」

（２）当会社は、普通保険約款第７条（救援者費用保険金の支払）（２）②の規定中「通算

して７日以上」とあるのは「継続して２日以上」と読み替えて適用します。

第４条（疾病危険特約の保険金を支払う場合の変更）

当会社は、疾病危険特約（注）が付帯されている場合には、疾病危険特約（注）第１条（保険金を支払う場合）②および③を次のとおり読み替えて適用します。

「② 旅行者が次のいずれかに該当する疾病（注2）を直接の原因として継続して、２日以上入院したとき。

ア．責任期間中に発病した疾病（注2）。ただし、責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。

イ．責任期間開始前に発病した疾病（注2）。ただし、責任期間中に入院を開始した場合に限ります。

③ 旅行者が自殺行為を行った場合で、次のいずれかに該当したとき。

ア．責任期間中に自殺行為を行った旅行者が、その日を含めて 180 日以内に死亡したとき。

イ．旅行者が責任期間中に行った自殺行為を直接の原因として継続して、２日以上入院したとき。

」

（注）疾病危険等補償特約、疾病危険等補償特約（見舞費用用）または疾病危険等補償特約（社員派遣費用用）をいいます。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

継続包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
確定保険料	第７条（通知）（１）の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料(注)をいいます。 （注）被保険者ごとの保険契約の保険期間内で分割された保険料を含みます。
確定保険料の払込期日	保険証券記載の確定保険料の払込期日をいいます。
継続契約	普通保険約款または同種の危険を補償する保険約款に基づく被保険者ごとの保険契約の保険期間の終了日(注)と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。 （注）その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。
継続包括契約	保険契約者が当会社と締結していた包括契約の保険期間の満了する日の翌日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
暫定保険料の払込期日	保険証券記載の暫定保険料の払込期日をいいます。ただし、この保険契約が継続包括契約でない包括契約の場合は保険契約締結時とします。
疾病危険等補償特約等	疾病危険等補償特約、疾病危険等補償特約（見舞費用用）、疾病危険等補償特約（社員派遣費用用）、疾病治療費用保険金支払特約をいいます。
疾病危険等補償特約等の各規定	疾病危険等補償特約第１条（保険金を支払う場合）、疾病危険等補償特約（見舞費用用）第１条（保険金を支払う場合）、疾病危険等補償特約（社員派遣費用用）第１条（保険金を支払う場合）、疾病治療費用保険金支払特約第２条（保険金を支払う場合）（１）をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
包括契約	保険契約の締結時に暫定保険料を収受し、後に確定保険料と精算することにより保険料を収受する保険契約をいいま

	す。

第２条（特約の適用）

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ暫定保険料の払込みについての合意がある継続包括契約に適用します。

第３条（暫定保険料）

（１）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

（２）この保険契約が継続包括契約である場合は、（１）の規定にかかわらず、保険契約者は、暫定保険料の払込期日までに暫定保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（３）普通保険約款第14条（保険責任の始期および終期）（３）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、（１）または（２）の暫定保険料に適用するものとします。

第４条（継続包括契約における暫定保険料領収前の事故）

（１）この保険契約が継続包括契約の場合において、暫定保険料の払込期日までにその払込みがないときには、保険契約者は、暫定保険料を初回の確定保険料の払込期日までに当会社に払い込まなければなりません。

（２）当会社は、この保険契約が継続包括契約の場合において、保険契約者が初回の確定保険料の払込期日までに暫定保険料を払い込んだときには、暫定保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（３）（２）の規定にかかわらず、この保険契約が継続包括契約の場合において、保険契約者が暫定保険料について、初回の確定保険料の払込期日までその払込みを怠ったときは、当会社は、保険期間の初日から暫定保険料領収までの間に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険契約者にその全額の返還を請求することができます。

第５条（継続包括契約における暫定保険料不払による保険契約の解除）

（１）当会社は、この保険契約が継続包括契約の場合において、初回の確定保険料の払込期日までに、暫定保険料の払込みがないときには、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第６条（帳簿の備付け）

保険契約者は、この保険契約の対象となるすべての旅行の旅行者の氏名、旅行期間その他当会社の定める事項を記載した帳簿またはこれに準ずる管理資料を備え、当会社がそ

の閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第７条（通知）

（１）保険契約者は、通知日までに、前条の帳簿に基づき、当会社が定める締切日前１か月間に開始したすべての旅行について当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

（２）（１）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる旅行者の被った損害等に対しては、次の割合により保険金額を削減します。

$$\frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて当会社が算出した確定保険料の合計額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した確定保険料の合計額}}$$

（３）（１）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、（２）の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

（４）（２）の規定は、当会社が、（１）の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から（２）の規定により保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで１か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から５年を経過した場合には適用しません。

第８条（確定保険料）

（１）保険契約者は、確定保険料を確定保険料の払込期日までに払い込まなければなりません。

（２）保険契約者が（１）の確定保険料の払込期日後１か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った損害等に対しては、保険金を支払いません。

（３）暫定保険料は、最終の確定保険料の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第９条（継続契約における疾病危険等補償特約等に関する取扱い）

（１）当会社は、疾病危険等補償特約等が付帯されている保険契約が継続されている場合において、疾病の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の責任期間の開始時以降であるときは、疾病危険等補償特約等の各規定にかかわらず、疾病危険等補償特約等および普通保険約款の規定に従い、保険金（注1）を支払います。

（２）（１）において、疾病の原因の発生が、この保険契約の責任期間の開始時より前である場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金（注１）の額と、疾病の発病の時の保険契約の支払条件により算出された保険金（注１）の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

（３）（１）および（２）の規定にかかわらず、当会社は、（１）の原因の発生の時が、その発生の時の保険契約の責任期間の開始時から、その保険契約の保険料（注２）を領収した時までの期間である場合は、その原因により発病した疾病に対しては、保険金（注１）を支払いません。

（**注１**）疾病危険等補償特約等に規定する保険金をいいます。
（**注２**）第３条（暫定保険料）（１）の暫定保険料、初回の確定保険料の払込期日を過ぎて払い込まれた第３条（２）の暫定保険料および前条（確定保険料）（２）の確定保険料の払込期日後１か月を経過して払い込まれた確定保険料をいいます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

保険契約の締結に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思の表示をいいます。
情報処理機器等の通信手段	インターネット等の通信ネットワークを含みます。
通知書	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第２条（保険契約の申込み）

（１）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、所要の事項を記載した申込書を当会社に直接提出することのほか、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。

① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に通信により送付すること。

② 当会社の定める手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。

（２）（１）①の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。

（３）（１）②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。

（４）（３）の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するものとします。

（５）保険契約者により（４）の申込書が所定の期間内に当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（１）②に規定する申込みがなかったものとして取り扱います。

第３条（告知義務の取扱い）

（１）当会社は、普通保険約款第15条（告知義務）（３）に規定する場合のほか、次のいず

れかに該当する場合についても、同条（２）の規定を適用しません。

① 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者が告知事項について当会社に事実を告げることを妨げた場合

② 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者に対して、告知事項について当会社に事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合

（２）（１）の規定は、保険媒介者(注)による（１）①および②の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

（注）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第４条（保険料の払込方法）

保険契約者は、第２条（保険契約の申込み）（２）の通知書または同条（３）の通知書もしくは電子データメッセージによる通知およびこの保険契約に付帯された保険料の払込みに関する特約に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第５条（保険料不払による保険契約の解除）

（１）当会社は、通知書または電子データメッセージによる通知に記載された保険料(注)の払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日までに払い込まれるべき保険料(注)の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

（２）（１）の規定にかかわらず、当会社は、保険料の払込みに関する特約（包括型）第２条（保険料の払込方法）⑤の方法で保険料を払い込む場合において、保険期間の初日の前日までの当会社の指定した日までに、払込期日までに払い込まれるべき保険料(注)の払込みがないときは、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

（注）保険料を分割して払い込む場合には、第１回の保険料をいいます。

第６条（この特約による当会社への通知方法）

保険契約者または被保険者が、契約内容変更その他当会社の定める通知を行う場合は書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第７条（他の特約との関係）

この保険契約の保険料が保険契約の締結と同時に払い込まれない場合において、この保険契約に付帯される他の特約に、「保険契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保

険料の払込方法に関する規定があるときは、その規定を適用しません。

第８条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

第１条（用語の定義）告知事項の定義

「　危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書、通知書もしくはそれに代わる書面の記載事項とすること、または電話、情報処理機器等の通信手段（注１）において確認事項とすることによって、当会社が告知を求めたものをいいます。（注２）

（注１）インターネット等の通信ネットワークを含みます。

（注２）他の保険契約等に関する事項を含みます。　　」

第９条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約（包括型）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。
コード決済	前払式支払手段のうち、料金・代金等の請求データを二次元コードやバーコードに変換し、決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器のカメラ機能を用いて読み込み、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代価の弁済を行う支払手段をいいます。
指定前払式支払手段	当会社の指定する前払式支払手段をいいます。
商品券等	前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等（注）に交付して使用するものをいいます。 （注）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
他の特約	普通保険約款に付帯されている他の特約をいいます。
通信料金等	基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金および有料サービス（注）料金の総称をいいます。 （注）申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、電気通信事業者以外の者が、電気通信事業者がその料金を請求することについて、電気通信事業者の承諾を得たうえで提供するものをいいます。
通信料金等との合算による保険料払込みの取扱い	当会社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者に対して、保険契約者が通信料金等の払込みと合わせて、保険料を払い込むことをいいます。
通知書	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。

電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第９条の登録を受けた者および第16条第１項の規定による届出をした者をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
電子マネー決済	前払式支払手段のうち、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代価の弁済を行う支払手段をいいます。
払込票	次のいずれかによるものをいいます。 ①　当会社所定の書面による保険料払込票 ②　当会社が定める情報処理機器等の通信手段により提示する保険料払込票
プリペイドカード	前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証票に電磁的方法（注１）により記録され、その発行者等（注２）に提示して使用するものをいいます。 **（注１）**電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。 **（注２）**前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
保険料	この保険契約の保険料（注）をいいます。 **（注）**契約内容変更時の追加保険料を含みます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
前払式支払手段	商品券等、プリペイドカード、電子マネー決済またはコード決済をいいます。

第２条（保険料の払込方法）

保険契約者は、当会社が交付する通知書（注１）に従い、その通知書（注１）に記載された次に掲げる①から⑤までのいずれかの方法により、この保険契約に定められた保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

①　クレジットカード。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注２）と保険契約者が同一である場合に限ります。

②　通信料金等との合算による保険料払込みの取扱い。ただし、当会社の指定する電気通信事業者を利用した場合に限ります。

③　指定前払式支払手段

④　払込票

⑤　①から④までに掲げる方法以外の当会社が指定する方法

（注１）電子データメッセージを含みます。なお、保険契約の締結と同時に保険料を払い込む場合には保険料払込期日の記載または通知書の交付を省略することがあります。

（注２）会員として認められた法人または団体を含みます。

第３条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

（１）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認します。

（２）保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合には、当会社が（１）の承認を行った時(注)以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、（２）の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合には、（２）の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第４条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－通信料金等との合算による保険料払込みの場合）

（１）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料を通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、合算払込みにかかる電気通信事業者による認証および承認がなされたことの確認を行ったうえで、通信料金等との合算による保険料の払込みを承認します。

（２）保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いを選択した場合には、当会社が（１）の承認を行った時(注)以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（３）当会社が電気通信事業者からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、（２）の規定を適用しません。ただし、保険契約者が通信料金と合わせて保険料を払い込んでおり、電気通信事業者に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合には、（２）の規定を適用します。

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第５条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－指定前払式支払手段による保険料払込みの場合）

（１）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料の全部または一部を、指定前払式支払手段により払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、指定前払式支払手段による保険料の払込みを承認します。

（２）保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに指定前払式支払手段を使用した場合には、当会社は、次に掲げる時（注１）以降に生じた保険事故については、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合には、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用します。

① 指定前払式支払手段が商品券等の場合には、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時

② 指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合には、指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法（注２）により引き落とされた時

③ 指定前払式支払手段が電子マネー決済またはコード決済の場合には、保険契約者がこれらの支払手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額全額の決済手続が完了した旨の通知が決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器に表示された時

（３）保険料の一部を指定前払式支払手段で払い込む場合には、指定前払式支払手段以外で払い込まれるべき保険料を領収した時以降についてのみ、（２）の規定を適用します。

（注１）保険期間の開始前に承認した場合には、保険期間の開始した時とします。
（注２）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

第６条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－払込票による保険料払込みの場合）

（１）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料を払込票を使用して払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、払込票による保険料の払込みを承認します。

（２）保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに払込票を使用した場合には、当会社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時（注）以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険期間の開始前に承認した場合には、保険期間の開始した時とします。

第７条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い－クレジットカードによる保険料払込みの場合）

（１）第３条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－クレジットカードによる保険料払込みの場合）（３）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に

保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（２）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（１）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第３条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－クレジットカードによる保険料払込みの場合）（２）の規定を適用します。

第８条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い－通信料金等との合算による保険料払込みの場合）

（１）第４条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－通信料金等との合算による保険料払込みの場合）（３）の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者にその保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が電気通信事業者に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（２）保険契約者が通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いを行った場合において、（１）の規定により当会社が保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第４条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱い－通信料金等との合算による保険料払込みの場合）（２）の規定を適用します。

第９条（返還保険料の取扱い）

（１）普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、保険契約者が保険料を払い込んだ第２条（保険料の払込方法）の方法によって保険料を返還します。

（２）（１）の規定は、保険契約者が保険料を払い込んだ第２条（保険料の払込方法）の方法によって保険料を返還できない事情がある場合は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

2026 年 10 月作成